

議案第 21 号

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部改正について

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

鯖江市一般職の職員の給与改定に準じ鯖江市特別職の職員の給与改定を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例（昭和32年鯖江市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月の市長等（鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例第2条第1項に規定する市長等をいう。）の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例第2条第3項の規定については、同条ただし書中「100分の162.5」と」とあるのは「100分の162.5」とし、鯖江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年鯖江市条例第号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」ととする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。